

鳥取県渇水対策等緊急事業補助金交付要綱

令和7年9月9日付第202500142774号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年度の渇水において、農業用水の確保に緊急に必要となる応急的な対策を実施することで、農産物の干ばつ被害を未然に防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者

(2) 別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に係る経費（間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）のうち同表の第4欄に定める額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助事業及び間接補助事業（以下「対象事業」という。）に要する別表1の第3欄又は別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、それぞれに対応する別表1の第4欄又は別表2の第4欄に定める額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和8年1月15日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費で算出した本補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 第3条第1項第2号に規定する市町村の長（以下単に「市町村長」という。）は、同号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条、第14条第2項後段、第15条、第16条及び第17条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表1の第5欄に定める変更

(2) 別表2の第6欄に定める変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表2の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類は、様式第5号による調書とする。

- 4 市町村長は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。
- 5 市町村長が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

第14条 市町村長は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。また、市町村長は、間接補助事業者から取得財産等を処分したことにより収入があったことの報告を受けたときは、当該報告を受けた日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村長はこれに従わなければならない。

（書類の保存）

第15条 市町村長は、規則第26条に定める書類の他、取得財産等（取得価格が50万円以上のものに限る。）で処分制限期間を経過しないものがある場合においては、様式第5号に定める財産管理台帳を保管しなければならない。

(残存物件の処理)

第16条 市町村長は、補助事業等が完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月9日から施行し、令和7年7月15日から適用する。

別表 1（第 3 条、第 7 条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率又は補助金額	5 重要な変更
渇水対策等 緊急事業	市町村	鳥取県渇水対策等緊急事業実施要領 （令和 7 年 9 月 9 日付第202500142773 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」 という。）の第 2 の 1 の（1）から（3） までに掲げる経費	要領の第 2 の 2 の （1）の規定により算定 された補助金の額	補助金の増額

別表 2（第 3 条、第 7 条、第 8 条関係）

1 間接補助 事業	2 事業実施 主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率又は 間接補助金額	5 間接交付 主体	6 間接補助事業の 重要な変更
渇水対策等 緊急事業	市町村長 が認める 者	要領の第 2 の 1 の （1）から（3）までに掲 げる経費	要領の第 2 の 2 の（2） の規定により算定された 補助金の額	市町村	間接補助金の増 額

令和 7 年度渇水対策等緊急事業計画（実施）調書

1 事業目的

本事業は令和 7 年度の渇水において、農業用水確保に必要な応急的な対策を実施することで、農産物の干ばつ被害を未然防止することを目的とする。

2 事業計画の内容

別添 渇水対策等緊急事業計画（実施）調書 総括表 のとおり

令和 7 年度事業収支予算書（精算書）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) ①	(本年度予算額) ②	差引増△減 ③	備考
県費補助金	円	円	円	
市町村費				
地元負担金				
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) ①	(本年度予算額) ②	差引増減 ③	備考
	円	円	円	
計				

予 算 議 決 （ 又 は 予 算 議 決 予 定 ） 令和 年 月 日

事 業 完 了 日 （ 又 は 事 業 完 了 予 定 日 ） 令和 年 月 日

（注）区分欄は、市町村の支出科目により記載すること。

②、③欄は交付申請時には省略。

①、②欄の（ ）は実績報告時の様式。

3 補助金精算書

区分	補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	補助金精算額 (A)	概算払 受領済額 (B)	受領又は返還金 (A)－(B)	備考
	円	円	%			円	

（注）3 は、実績報告時のみ作成すること。

年 月 日

様

職 氏名

令和7年度鳥取県渇水対策等緊急事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県渇水対策等緊急事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「渇水対策等緊急事業」とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県渇水対策等緊急事業補助金交付要綱（令和7年9月9日付第202500142774号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

職 氏名 様

所 在 地
名 称
代表者の氏名

令和 7 年度仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号で交付決定のあった鳥取県渇水対策等緊急事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、鳥取県渇水対策等緊急事業補助金交付要綱第10条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金及び補助対象経費の確定額	(1)補助金の確定額	金	円
	(令和 年 月 日付 第 号による通知額)	(2)補助対象経費の確定額	金	円
2	実績報告時控除税額		金	円
	(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額)			
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額		金	円
4	補助金返還相当額	$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2) }}$	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

様式第 5 号（第10条、第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村名	事業実施 主体名	名称	形状寸法 規格	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種類	処分 年月日	補助金 返還額	
					円	円							

（注）備考欄に、当該事業に係る補助率を記載すること。